

## 公 告

滋賀県彦根市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見のある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所ならびに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和7年12月19日

### 記

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画概要書

#### 2 縦覧の期間

令和7年12月24日から令和8年1月29日

#### 3 縦覧の場所

彦根市役所および河瀬土地改良区

なお、彦根市のウェブサイト

（URL [https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/sangyo/4/2\\_2/29148.html](https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/sangyo/4/2_2/29148.html)）  
でも閲覧することができる。

#### 4 意見書の提出方法等について

##### (1) 意見書の提出先

① 郵便 〒522-0213

滋賀県彦根市西葛籠町321番地（河瀬土地改良区内）

県営宇尾地区土地改良事業 申請人代表 吉岡 秀幸

② ファクシミリ

0749-25-4183

③ 電子メール

kawasetk@crest.ocn.ne.jp

##### (2) 意見書の提出期限

令和8年1月29日

(3) 意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあっては住所および氏名を、法人にあっては法人名および所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問合せさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。